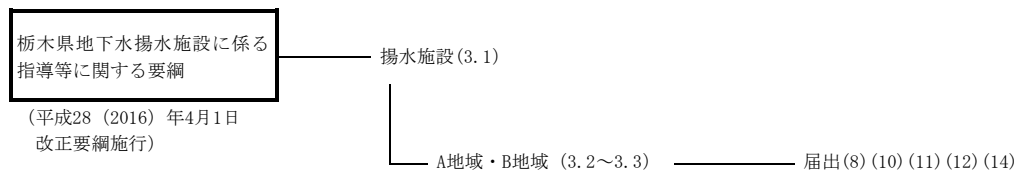
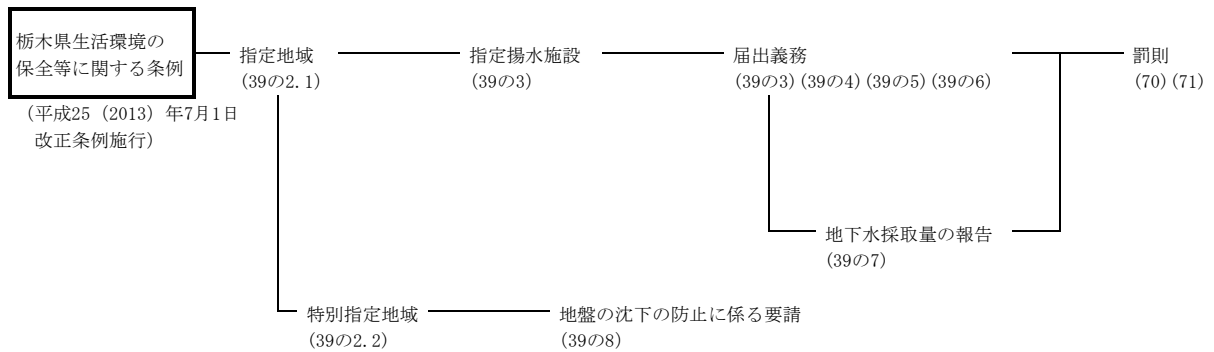
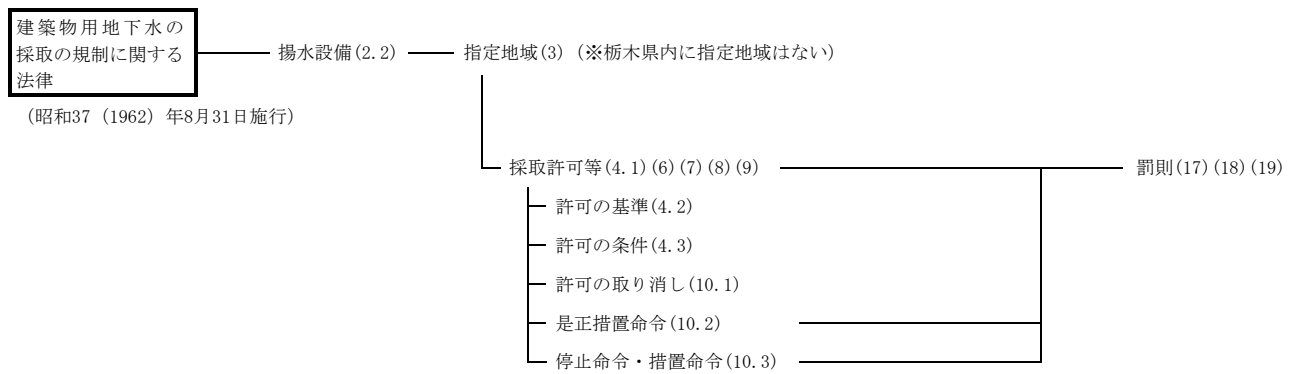
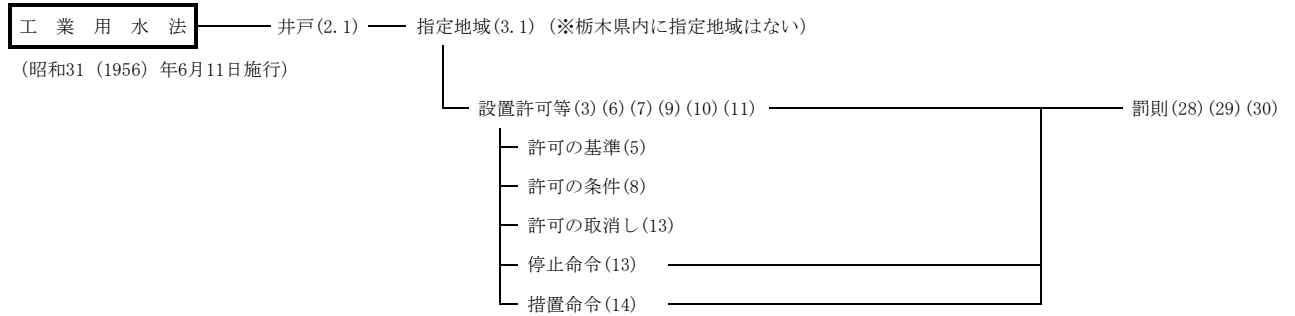


# 第1 地盤沈下関係法令の体系

(注) 図中の ( ) 書は条文である。例えば(2.1) は第2条第1項を示す。



## 第2 栃木県生活環境の保全等に関する条例の概要（地盤沈下）

### 1 目的（条例第1条）

栃木県環境基本条例第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、公害の防止その他の事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、他の法令と相まって、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

### 2 指定地域及び特別指定地域（条例第39条の2）

知事が、地盤沈下が生じている地域及び生じるおそれがある地域を指定地域として指定します。また、指定地域のうち地盤沈下の防止を図るために地下水の採取の状況について特に監視する必要がある地域を特別指定地域として指定します。

指定地域の指定の状況（平成25年栃木県告示第272号、一部改正：平成26（2014）年3月28日）

指定年月日	市町名
平成25(2013)年4月19日告示 (一部改正： 平成26（2014）年3月28日)	足利市、栃木市（旧大平町、旧藤岡町、旧岩舟町）、 佐野市（旧佐野市）、小山市、真岡市、下野市、 上三川町、野木町

特別指定地域の指定の状況（平成25年栃木県告示第272号）

指定年月日	市町名
平成25(2013)年4月19日告示	栃木市（旧藤岡町）、小山市、野木町

### 3 指定揚水施設（条例第39条の3）

揚水施設（動力を用いて地下水を採取する施設）であって規則で定めるものをいいます。

【規則で定めるもの】

揚水機の吐出口の断面積が6 cm<sup>2</sup>を超えるもの（規則第29条の2）

（適用除外）

- (1) 温泉法に規定する温泉を採取するもの
- (2) 河川法に規定する河川及び準用する河川の河川区域内のもの
- (3) 農業用の施設でストレーナーの位置が地表から30m未満のもの
- (4) 主に災害時に使用するもの

### 4 届出（条例第39条の3～第39条の6）

指定地域において指定揚水施設を設置する者は、指定揚水施設の設置等について栃木県知事に届け出なければなりません。

（P VII-5 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出 参照）

## 5 地下水採取量等の報告（条例第39条の7）

指定揚水施設を設置している者は、毎年2月末日までに、前年1月から12月の間に当該指定揚水施設により採水した地下水の採取量を栃木県知事に報告しなければなりません。

これに違反した場合は、20万円以下の罰金に処せられます。

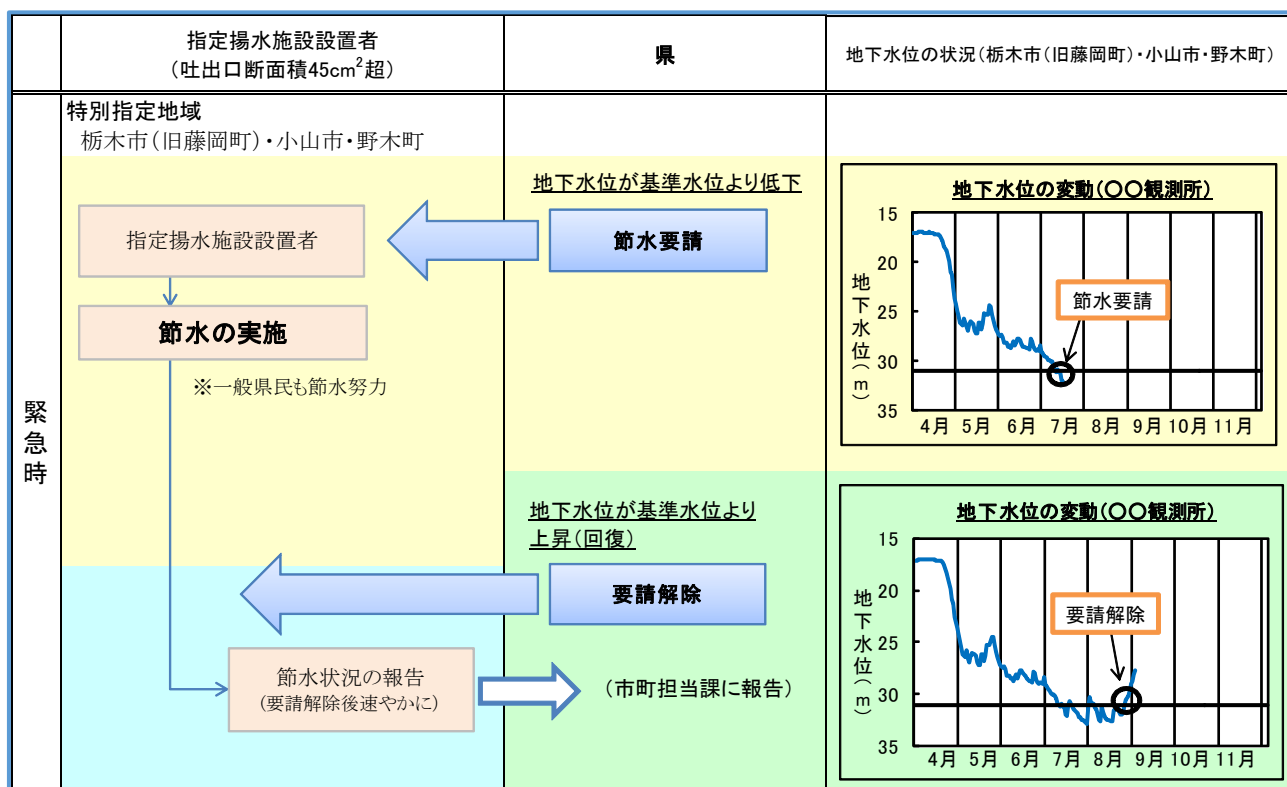
## 6 地盤の沈下の防止に係る要請（条例第39条の8）

知事は、特別指定地域における地下水の水位が著しく低下したときは、当該特別指定地域内において指定揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が規則で定めるものを超えるもの）を設置している者に対して、地下水採取の抑制を要請することができます。

【規則で定めるもの】

揚水機の吐出口の断面積が45cm<sup>2</sup>を超えるもの（規則第29条の6）

要請に係るフロー図



### 第3 栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱の概要

#### 1 目的（第1条）

県の地域内における揚水施設の設置等に関し届出制等を設けることにより、揚水施設による地下水の採取の実態を把握するとともに、揚水施設による地下水の採取に係る適切な指導を行い、もって生活環境の保全に資することを目的としています。

#### 2 地下水の範囲（第2条）

「地下水」には、温泉法に規定する温泉、鉱業法に規定する鉱業権に基づいて採掘する可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法に規定する河川の流水は含みません。

#### 3 揚水施設（第3条第1項）

動力を用いて地下水を採取する施設をいいます。

（適用除外）

- (1) 農業用の施設でストレーナーの位置が地表から30m未満のもの
- (2) 土木工事等で一時的に使用するもの
- (3) 主に災害時に使用するもの

#### 4 対象地域（第3条第2号及び第3号）

県内を下表のとおり区分します。

地域区分	市町名	備考
A地域	宇都宮市（旧宇都宮市）、栃木市（旧栃木市）、壬生町	条例の指定地域外
	足利市、栃木市（旧大平町、旧藤岡町、旧岩舟町）、佐野市（旧佐野市）、小山市、真岡市、下野市、上三川町、野木町	条例の指定地域
B地域	A地域以外の市町	

#### 5 届出（第8条、第10条～第12条、第14条）

A地域において、揚水機の吐出口の断面積が6cm<sup>2</sup>を超える揚水施設を設置する者は、揚水施設の設置等について栃木県知事に届け出なければなりません。

なお、栃木県生活環境の保全等に関する条例による届出をした者にあつては、指導要綱による届出をしたものとみなします。

また、B地域において、揚水機の吐出口の断面積が45cm<sup>2</sup>を超える揚水施設を設置する者は、揚水施設の設置等について栃木県知事に届け出なければなりません。

（P VII-6 栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱に基づく届出 参照）

## 第4 届出等

### 1 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等義務

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
○指定揚水施設の設置の届出 (条例第39条の3) (指定地域に指定揚水施設を設置しようとするときの届出)	設置工事開始日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金
○指定揚水施設の使用の届出 (条例第39条の4) (条例施行の際、指定揚水施設を使用しているとき、指定揚水施設が追加されたとき、又は指定地域が拡大されたときにおける届出)	指定地域において指定揚水施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、20万円以下の罰金
○指定揚水施設の構造等の変更の届出 (条例第39条の5) (指定揚水施設の構造、指定揚水施設のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積並びに地下水の予定採取量を変更しようとするときの届出)	変更工事開始日の30日前まで (工事を伴わない時はその変更前)	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金
○氏名等の変更の届出 (条例第39条の6において準用する第10条) (氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、指定揚水施設の名称に変更があったときの届出)	変更があった日から30日以内	
○指定揚水施設の使用廃止の届出 (条例第39条の6において準用する第10条) (指定揚水施設の使用を廃止したときの届出)	使用を廃止した日から30日以内	
○承継の届出 (条例第39条の6において準用する第11条) (指定揚水施設を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があったときの届出)	承継があった日から30日以内	
○地下水採取量の報告 (条例第39条の7) (指定揚水施設により採取した地下水の量等の報告)	毎年2月末までに報告	報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合、20万円以下の罰金

注) 届出書の提出先等

提出先	宛名	提出部数
指定揚水施設の設置場所を管轄する市町担当課	栃木県知事	正本1部、写し2部 (写し1部は届出者控え) 計3部

## 2 栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱に基づく届出義務

届出等の種類	届出時期
○揚水施設の設置の届出 (第8条) (揚水施設を設置しようとするときの届出)	設置工事開始日の30日前まで
○揚水施設の変更の届出 (第10条) (揚水施設のストレーナーの位置、揚水機の原動機の出力及び揚水機の吐出口の断面積を変更しようとするときの届出)	変更工事開始日の30日前まで
○氏名等の変更の届出 (第11条) (氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)に変更があったときの届出)	変更のあった日から30日以内
○承継の届出 (第12条) (揚水施設を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があったときの届出)	承継のあった日から30日以内
○揚水施設の廃止の届出 (第14条) (揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき、揚水施設の原動機を動力によらないものとしたとき、吐出口の断面積をそれぞれの地域の届出対象以下としたとき及び揚水施設を廃止したときの届出)	廃止後30日以内

注) 届出書の提出先等

提出先	宛名	提出部数
揚水施設の設置場所を管轄する市町担当課	栃木県知事	正本1部、写し2部 (写し1部は届出者控え) 計3部

## 3 地下水揚水施設の届出に係る市町担当課

市町名	担当部課名	市町名	担当部課名	市町名	担当部課名
宇都宮市	環境部環境保全課	日光市	市民環境部環境課	益子町	環境課
足利市	生活環境部環境政策課	小山市	市民生活部環境課	茂木町	企画課
栃木市	生活環境部環境課	真岡市	市民生活部環境課	市貝町	町民くらし課
	生活環境部大平市民生活課 (旧大平町の区域に限る。)	大田原市	市民生活部生活環境課	芳賀町	住民生活部環境対策課
	生活環境部藤岡市民生活課 (旧藤岡町の区域に限る。)	矢板市	総合政策課	壬生町	総務部総合政策課
	生活環境部都賀市民生活課 (旧都賀町の区域に限る。)	那須塩原市	市民生活部環境課	野木町	総合政策部政策課
	生活環境部西方市民生活課 (旧西方町の区域に限る。)	さくら市	総合政策部総合政策課	塩谷町	住民課
	生活環境部岩舟市民生活課 (旧岩舟町の区域に限る。)	那須烏山市	まちづくり課	高根沢町	環境課
佐野市	市民生活部環境政策課	下野市	市民生活部環境課	那須町	企画財政課
鹿沼市	環境部環境課	上三川町	地域生活課	那珂川町	生活環境課

**第5 栃木県生活環境の保全等に関する条例と栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱の関係**

	栃木県生活環境の保全等に関する条例	栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱
適用地域	<p>【指定地域】</p> <p>足利市、栃木市（旧大平町・旧藤岡町、旧岩舟町）、佐野市（旧佐野市）、小山市、真岡市、下野市、上三川町、野木町</p>	<p>県内全域</p> <p>【A地域】</p> <p>宇都宮市（旧宇都宮市）、足利市、<u>栃木市</u>（旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町、旧岩舟町）、佐野市（旧佐野市）、小山市、真岡市、下野市、上三川町、<u>壬生町</u>、野木町（<u>下線付きの市町</u>は条例の指定地域外）</p> <p>【B地域】 A地域以外の市町</p>
制度の概要	一定規模以上の揚水施設に対して設置届出等の提出及び地下水採取量の報告の義務づけ、緊急時の措置として地下水採取の抑制の要請可	一定規模以上の揚水施設を設置する者に対して設置等に関する届出を指導
届出対象施設	<p>揚水機の吐出口の断面積が6 cm<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉法の規制を受けるもの</li> <li>・ 河川法の規制を受けるもの</li> <li>・ 農業用の施設でストレーナーの位置が地表から30m未満のもの</li> <li>・ 主に災害時に使用するもの</li> </ul>	<p>揚水機の吐出口の断面積が6 cm<sup>2</sup>を超えるもの（ただし、B地域にあっては45cm<sup>2</sup>を超えるもの）</p> <p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉法の規制を受けるもの</li> <li>・ 鉱業法に規定する鉱業権に基づいて採掘するもの</li> <li>・ 河川法の規制を受けるもの</li> <li>・ 農業用の施設でストレーナーの位置が地表から30m未満のもの</li> <li>・ 土木工事で一時的に使用するもの</li> <li>・ 主に災害時に使用するもの</li> </ul> <p>【みなし規定】</p> <p>条例に基づく届出をしたときは、要綱に基づく届出をしたものとみなす。</p>
地下水採取量の測定（水量測定器の設置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水採取量を測定し、毎年報告</li> <li>・ 原則、水量測定器により地下水採取量を測定</li> </ul>	水量測定器により地下水採取量を測定
地盤の沈下の防止に係る要請	<p>特別指定地域内の地下水位が著しく低下した場合には、揚水機の吐出口の断面積が45cm<sup>2</sup>を超える指定揚水施設の設置者に対して地下水採取の抑制を要請</p> <p>【特別指定地域】</p> <p>指定地域のうち栃木市（旧藤岡町）、小山市、野木町</p>	
届出先	指定揚水施設の設置場所の市町担当課	揚水施設の設置場所の市町担当課